

特記仕様書

1条 再生資材の利用

請負者は下記の資材の使用に際し、再生資材を利用するものとする。

| 資材名 | 規格 | 備考 |
|-----------|-------|-----------------|
| 再生クラッシュラン | RC-40 | 基礎材・裏込材として使用する。 |

利用する再生資材の品質等については、徳島県建設廃棄物再生材使用基準に適合するものとする。

尚、適正な品質が確保できない場合及び再生資材の確保が困難な場合は、工事監督員と協議するものとする。

2条 安全対策

1 請負者は、ダンプトラック等の搬入搬出に当たり周辺住居への影響を鑑み、国道から工事施工箇所までの間、道路の通行速度に配慮するとともに、通勤時等支障がないように努めること。

2 本工事区域に隣接して鉄道施設があり、近接(線路中心より7.5mの範囲)作業を行う際は、JR四国の資格を有する列車見張り員(延べ5人)を配置するものとする。

3条 環境対策

(騒音・振動・防塵対策等について)

請負者は、工事中、工事区域周辺住宅地への騒音・振動・防塵対策を講じるなど、居住者の日常生活に受忍の限度を超えるような支障が生じないように努めるものとする。

4条 登録内容確認書の提出

1 請負者は工事实績情報サービス(CORINS)に基づき、請負金額が2,500万円以上の工事については受注、変更、竣工、訂正時ごとに、請負金額が500万円以上2,500万円未満の工事については受注、訂正時(請負金額が2,500万円以上になった時)ごとに、「登録のための確認のお願い」を作成し、写しを監督員に提出して内容の確認を受けた後、(財)日本建設情報総合センターに登録しなければならない。

2 登録機関発行の「登録内容確認書」が請負者に届いた際には、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。

5条 その他工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は工事監督員と協議とするものとする。

6条 設計図書の変更

設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、発注者が指示した内容及び設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき、発注者が修正することをいう。

なお、発注者又は監督員と受注者は、設計図書の変更に係る業務の円滑化を図るため、「徳島県土木工事における設計変更ガイドライン(案)」を準用し、これに基づき、対等の立場で合意し、信義に従って誠実に契約を履行するものとする。

7条 特記仕様に定めのない事項については、徳島県土木工事共通仕様書に準ずるものとする。